

平成23年10月25日

第2329号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 第40回採石業務管理者試験の合格者（443・資源エネルギー産業課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（444・秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 1
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）…………… 2

## 告 示

### 秋田県告示第443号

平成23年10月14日に実施した第40回採石業務管理者試験の結果次の受験者が合格したので、告示する。

平成23年10月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 受験番号

2  
15  
17  
18  
19  
24  
26  
27

### 秋田県告示第444号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成23年10月17日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
旭土木  
男鹿市野石字道越屋布前4番地9  
小 川 弘 喜  
秋田県知事許可（般-19）第9552号
- 3 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成23年10月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成23年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 秋田21女性の会
- 3 代表者の氏名  
加賀谷 征 子
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市豊岩石田坂字九十田117番地43
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、次に掲げる事項を目的とする。
  - (1) 小学校、幼稚園、児童施設、公民館、介護施設などで過ごす人や子供たちに対して、読み聞かせの事業を行い、子供の健全育成を図ることに寄与すること。
  - (2) 秋田市及び近郊の住民に対して、不要品の回収とバザーを行い不要品の再利用の提案をするほか、バザーの後手元に残った衣料をきれいに整え、必要とする場所（まとめて海外へ送る団体）へ送る事業を行い、物品を大切に最後まで使うという、消費文化の健全育成に寄与すること。
  - (3) 秋田の観光に関する歴史と地域について調査をして、秋田市及び近郊の住民に対して、新しい秋田の観光の創造に関する事業を行い、観光秋田に寄与すること。
  - (4) 農業、商業、工業を営む団体に対して、共済事業、支援事業を行い、秋田の名物、名品作りに寄与すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十文字町土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年10月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年10月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号